

自転車に新ルール!

平成 25 年 12 月 1 日施行

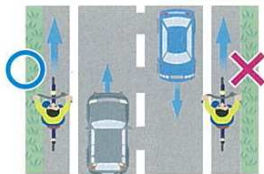
(道路交通法一部改正)

軽車両が通行できる路側帯の通行方法に新しい規制が!

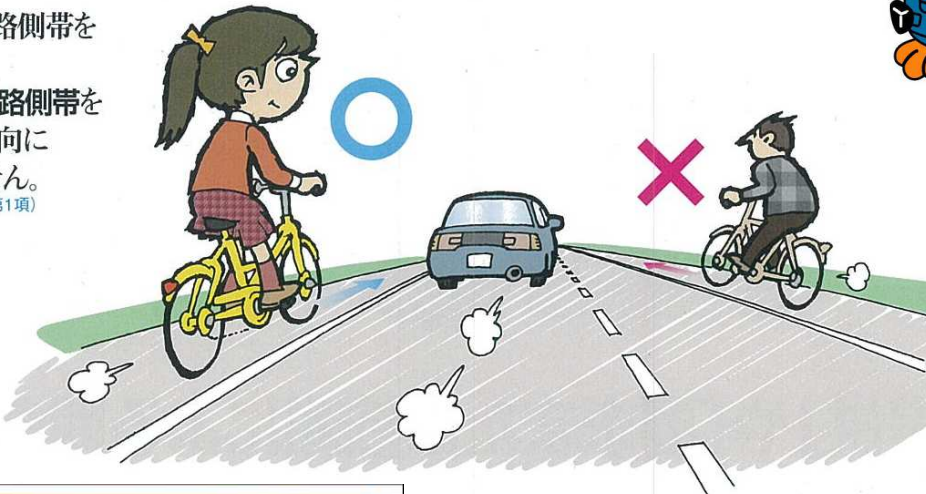


自転車などの軽車両が路側帯を通行するときは、道路の左側部分にある路側帯を自動車や原付と同じ方向に通行しなければなりません。

(法:第17条の2第1項)



路側帯内を双方向に通行することは禁止に。



歩行者専用路側帯
白線2本で区切られた路側帯は「歩行者専用」で、自転車は元々、通行できません。



★こんな運転もやめましょう!



イヤホンやヘッドホンで音楽などを聞きながらの運転



携帯電話を使いながらの運転

※5万円 以下の罰金

自転車安全利用五則を守りましょう!

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

★路側帯を通行できます



※路側帯とは…歩道と車道の区別がない道路の左端に引かれた白線の外側部分

★歩道通行ができる場合があります

○「通行可」の標識や標示があるとき



○児童、幼児、70歳以上の高齢者及び身体に障害がある人が運転するとき

○車道または交通の状況から歩道通行することがやむを得ないと認められるとき(道路工事・違反駐車等)

2 車道は左側を通行

自転車は車道を通行するとき、車道の左端に寄って通行しなければなりません。



3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道を通行できる場合でも、車道寄りの部分をすぐ停止できる速度で通行し、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。



○交差点では信号を必ず守り、一時停止と安全確認を忘れずに

信号は必ず守りましょう。「歩行者・自転車専用信号機」がある場合は、その信号に従いましょう。



歩行者・自転車専用信号機

4 安全ルールを守る

○飲酒運転・二人乗り・並進走行の禁止



○夜間はライトを必ずつけましょう

車のドライバーから見やすいように、ライトを必ずつけましょう。



「止まれ」の標識がある場所では、必ず一時停止しましょう。「止まれ」の標識がなくても、見通しの悪い交差点では、必ず徐行し、左右をよく見て、安全に通行しましょう。

5 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

あごひもはしっかり締めましょう!

